

債権者（お客様）各位

【重要】債権者集会について

（出席自粛のお願い）

令和2年7月10日

あくびコミュニケーションズ株式会社

株式会社カステラ

上記破産管財人 弁護士 佐 長 功

当職は、あくびコミュニケーションズ株式会社及び株式会社カステラの破産管財人（東京地方裁判所令和2年（フ）第1351号事件・同第1352号事件）です。

さて、両社の破産手続の第一回財産状況報告集会（債権者集会）は、本ホームページに掲載した当職の令和2年4月17日付「【重要】各種問合せ先及び債権者集会について」にてお知らせしたとおり、当初予定日である令和2年7月20日午後1時30分に東京家庭・簡易裁判所合同庁舎（家簡地裁合同庁舎）5階債権者等集会場1にて開催される予定です。

しかしながら、債権者集会の会場である東京地方裁判所では、現在、新型コロナウイルス感染症対策の一環として入場者数を大幅に制限する措置を講じています。そのため、債権者の皆様に債権者集会にお越しいただいても、入場できない事態が想定されます。

債権者集会に欠席されても、債権者の皆様に特段の不利益はございませんし、当日の報告内容は、後日、本ホームページでお知らせする予定です。つきましては、債権者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力頂くと共に、当日の会場の混乱を避けるためにも、債権者集会へのご出席を極力お控え下さいますよう強くお願い申し上げます。

なお、債権者の皆様と両社との債権債務関係の詳細につきましては、現在、当職において調査中であり、調査が完了次第、該当の債権者の皆様には、別途、郵送等適宜の方法によりその結果をお知らせする予定です。

債権者の皆様におかれましては、事情ご賢察いただき、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上